

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第7号	
事故等名	押船第五十五北上丸被押台船北上七号衝突	
発生年月日時刻	平成20年9月27日05時30分ごろ	
発生場所	福島県相馬市に所在の鶉ノ尾埼灯台から真方位022° 10.5海里付近 (北緯37° 59'、東経141° 04' 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月20日 仙台・地方事故調査官が、A船長提出の 海難報告書を精査し、船舶所有者に電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 押船 第五十五北上丸 19トン	
船舶番号	282-15608	
船舶所有者	株式会社宝栄建設	
船種・船名・長さ×幅	B 台船 北上七号 50m×15m	
船舶所有者	株式会社宝栄建設	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	A 船首部に破口を伴う圧壊 B 船尾に凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、無人で空倉のB船の船尾中央とA船船首とを直径65mmの合成繊維製クロスロープで、A船船首左右ボラードとB船船尾左右ボラードとを直径24mmの麻芯ワイヤロープでそれぞれ接続して押船列を構成し、港湾工事の目的で、宮城県石巻港を発し、福島県小名浜港に向けて航行中、04時ごろから北西風が強吹して海上時化模様となり、船首を風波に向けて支えていたところ、平成20年9月27日05時30分ごろ、ワイヤロープが破断してA、B両船が錐揉み状態となり、A船右舷船首とB船船尾中央部とが衝突した。 当時、天候は曇りで、風力4の北西風が吹いていた。 その後、A、B両船は分離した状態で、船舶所有者が手配した引船及び僚船により石巻港に入港した。	
分析	気象・海象の関与	あり
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	A船は、北西風が強吹する天候不良の兆候を認め た際、気象変化の判断を適切に行わなかったものと 考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して、夜間、小名浜港に向けて仙台湾を南下中、 気象変化の判断を適切に行わなかったため、両船が衝突したことにより発生 したものと考えられる。	
その他の事項	なし	